



Title	「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む:スタディ・クエスチョン・メソッドの試み:その5:第19段落から第27段落:社会工学的技術としての保険
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 28, 107-122
Issue Date	2019-05-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74392
Type	bulletin (article)
File Information	107-122-07Nagashima.pdf



[Instructions for use](#)

「保険とリスク」 (フランシス・エワルド著) を読む

—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—
その5：第19段落から第27段落：社会工学的技術としての保険

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授

長島 美織

Reading 'Insurance and Risk'
— An Application of Study Question Method —
Part5: From paragraph 19 to 27: Insurance as a
political technology

NAGASHIMA Miori

abstract

This essay represents an attempt to read and interpret one of the classic English-language papers in social science using Study Questions. We use Study Questions as a guide, with the purpose of gaining a deeper understanding of the text. This fifth part deals with paragraph 19 to 27 of the paper 'Insurance and Risk'. This paper is written by François Ewald, and considered an excellent example of the application of some of the key elements of Foucauldian thought to the study of the sociological notion of risk.

1 エワルド論文の全体的な特徴とスタ ディ・クエスチョン・メソッドについて¹

本稿は、スタディ・クエスチョン (Study Questions, SQ) という「勉強するための質問」を手引きとして、難解な英語論文を学問的に読み解いていこうとするものです。(その1)²から継続して、哲学者で、フーコー学派の理論家でもあるFrançois Ewaldによって書かれた「Insurance and Risk」という論文を、読解対象としています。この論文は、『*The Foucault Effect: Studies in Governmentality With Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*』(Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press, 1991) という本のなかの第10章として収められており、下記で解釈対象となっている英文は、全てここから引用されています³。

本稿は、(その1) から数えて5回目となるものですが⁴、スタディ・クエスチョン (以下、SQ) とは、通常の問題とは異なり、スタディ、つまり「勉強する」、ための問題、つまり、読者がそのテキストを読んで「学ぶための質問」です。目の前に道標のように現れるクエスチョンに、ひとつひとつ丁寧に答えていくことを通して、難解な論文を深く理解することが可能になります⁴。

2 前回までの内容

(その1) と (その2)⁵は、「Insurance and Risk」という表題に含まれるそれぞれの単語について、その意味や意義を読み解きました。(その1) で扱った第1~4段落は、最初のキーワードであるInsuranceについて、そして、(その2) で扱った第5~10段落は、表題後半のもう1つの重要用語であるRiskについて、エワルドがその多様で隠された意味合いを自身の分析との兼ね合いにおいて、検討していく様子が読み取れました。

保険は、(その1) で定義されたように、「社会的技術であり、社会的現実の様々な要素と経済とをある特定のルールによって結びつける技」です。保険に携わる専門家は、安全をめぐる市場に供給するべく、多種多様な保険商品をその時々の保険的想像力と社会的技術を駆使して構築します。

一方、保険におけるリスクという言葉の意味は、日常用語で使われるリスクとは異なることが (その2) で読み解かれました。死亡やケガなど悪い出来事そのものがリスクなのではなく、保険という「合理性の1つの形式」から事象をみることにより、リスクという概念が発生します。つまり、保険とは、ある一定の合理性に基づいた社会的構築物であり、ある特定の出来事を、それが起こりうるタイプの人たちやその可能性などをもとに「扱いうるリスク現象」として錬成します。そしてこのような動きは、これまで想像もできなかつ

▶1 この部分は、『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24号に掲載された(その1)から共通して用いている方法論および読解題材の解説であるため、25号掲載(その2)、26号掲載(その3)、27号掲載(その4)を通じて、内容的には、同等の記述となっています。スタディ・クエスチョン・メソッド及び学問的読みについては、24号掲載の(その1)(長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124)の第1節から第2節に詳しく説明してありますので、併せてご参照下さい。

▶2 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124を指します。

▶3 引用英文のイタリックは原著によります。下線は説明の為、筆者が加えたものです。

▶4 本稿は、著者の研究室での勉強会の記録をもとに、加筆・修正しています。同勉強会に参加してくれた、糸川悦子さん、市原攝子さん、王贍さんに感謝します。王贍さんは、勉強会の詳細な記録を作成してくれました。

▶5 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その2: 第5段落から第10段落: riskについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』25: 57-73を指します。

- ▶6 長島美織, 2018, 「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メゾットの試み—その3: 第11段落から第16段落: riskの特徴1と2『国際広報メディア・観光学ジャーナル』26: 109-126を指します。
- ▶7 長島美織, 2018, 「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メゾットの試み—その4: 第17段落から第18段落: riskの特徴3『国際広報メディア・観光学ジャーナル』27: 99-110を指します。

たところに、リスクという視点を拡大していくとエワルドは論じています。こうして、保険という近代のひとつの仕組みを通して、道徳観念に訴えることなく、知らず知らずのうちに社会が変革されていくということが指摘されました。

この部分をさらに詳しく論じた部分が、(その3)⁶で読み解いた第11段落から第16段落と(その4)⁷で扱った第17段落から第18段落です。ここで、エワルドは保険システムにおけるリスクの特徴を3つの点からとらえています。第1点目「リスクは計算できる (**risk is calculable**)」、第2点目「リスクは集合的だ (**risk is collective**)」は、(その3)で、そして、第3点目「リスクは資本である (**risk is a capital**)」は、(その4)で扱いました。第1の「リスクは計算できる」という特徴は、ある出来事の蓋然性が統計をもとに計算できるということですが、エワルドは、保険システムと法システムの比較をすることにより、この点をより明確にしていきます。

何か良くない事象が起こったときに、法システムは、過失 (**fault**) を特定するという観点からアプローチするのに対して、保険システムでは、その事象が保険のもっている統計表と公式からしてどのような位置をしめるかという観点から、同じ事象をみることとなります。それは、「悪い結果には何か悪い原因があるはず」という「判事の世界観」と「悪い結果は人々がどのように努力しようとも、ある一定の規則性をもって繰り返される」という「保険業者の世界観」の違いともなります。

この計算可能性のためにもう一つ必要なのは、統計を成り立たせるための集合で、これが、第2点目の論点です。保険システムにおいて扱えるリスクにおいては、すべてが集合的で、個人的なリスクという概念は実は存在しません。この保険における集合の必要性は、集合として扱われるある一定の人口に互助性を生みだします。しかし、保険が提供するこのグループ内の互助は、従来のものに比して全く新しいタイプのものとなります。従来、グループに所属し互助を得るためには、そのグループが共有する規範を道徳として内面化し、義務を果たすことが必要でした。しかし、一方、保険によって醸成される相互性は、内面化や個人の自由を制限することはありません。そして、この性質ゆえに、保険は、近代社会において、想像しがたいほどの成功を収めることとなります。それは、個々の自由を制限することのない、「顔のみえない」互助性であり、人々は、従来、共立することがなかった「社会的社会化 (**society-socialization**)」と「個人的自由 (**individual liberty**)」の双方を手にすることができるからです。

そして、保険システムにおけるリスクは、資本としても作用します。これが(その4)で読み解いた点ですが、エワルドは、まず、交通事故などの事象は、補償不可能な側面と補償可能な側面をもっていることを指摘します。痛みや障害といったなまの苦しみを伴う取り返しのつかない側面と金銭的に補償可能な側面という二重性において、保険は、前者に対しては無力ですが、その本質は、後者の金銭的な補償を提供することにあります。それではいったいその両者の関係をどのように構築するのかというのが次に出てくる問題ですが、この関係を規定する必然的な指標は存在せず、したがって、この関

係は本質的に任意なものにならざるを得ません。しかし、それはかならずしも不当なものであるということの意味せず、ある一定の規則と合理性に則ったものになりうると論じられます。人間はすでに、労働市場に参加することで、自身が余剰利益を生み出す資本であることを知っています。それゆえ、失業やケガ、そして死亡といった、人間という資本の一部または全体の喪失可能性が保険というシステムでとらえられるとき、そのリスクは、資本として認識されるようになります。

さらに重要な指摘は、このような思考の延長として、自身や家族のなまの苦しみか、貨幣に変換されるということを知ることによって、人間の思考が微妙に変化していくことです。労働者はケガをした際、損害保険のない時代には、雇用主に過誤があったという公的認識を法システムにおいて勝ち取らなければならなかったのが、保険があることにより、いかに多くのお金をひきだすかという闘争に変わると論じています。

3 Study Question Methodによる読解

上述のように、今までリスクに向けてきた分析の光を、今度は保険に向けるところから、今回の部分が始まります。(その3)と(その4)でみたように、保険システムにおけるリスクを3つの特徴から彫琢してきたわけですが、次の第19段落は、そのまとめとしてリスクを特徴づけたのち、それをもとに、保険の定義を更新し、さらに第20段落から始める新しい展開に向けてのつなぎをしています。

第19段落：

SQ(a)：この段落で更新されたinsuranceの定義とはどのようなものになるでしょうか？

答え*

ここで、保険とは、「統計学の法則に則って組織された相互関係を通してなされる偶然が引き起こすなんらかの結果への補償」であると定義されます。

解釈*

該当の英文は、以下のとおりとなります。

From these three characteristics of risk as ‘the actual value of a possible damage in a determined unit of time’, one can deduce a definition of insurance as: ‘the compensation of effects of chance through mutuality organised according to the laws of statistics’:

ここで、まず、(その3) と (その4) で詳しくみてきたリスクの3つの特徴—統計、集団性、資本—を踏まえて、リスクは、「ある想定された時間幅における、発生可能な損害に対する実際の価値」と定義されます。そして、この定義から、上記の保険の定義＝「統計学の法則に則って組織された相互関係を通してなされる偶然が引き起こすなんらかの結果への補償」が導かれます。

その後、引用の文章が続きますが、保険というものは、偶然性を消し去ってしまうのではなく、むしろ、偶然の範囲を限定する、として、「共有を操作するメカニズム」として保険をとらえていきます。さらに、保険は、損害の発生を個人からコミュニティへと変化させるとも述べていますが、ここで、最も注目すべきは、以下の文章です。

Insurance is the mechanism through which this sharing is operated.

保険というのは、それを通して、損害の共有が運用されるようなメカニズムである、というのが直訳ですが、保険とは、損害の共有を可能にするメカニズムである、と解釈してよいでしょう。

これを踏まえて、さらに引用の後半部分で続く重要な文章を読んでいきましょう。

SQ(b)：引用の最後の文、**It substitutes**を訳しなさい。そして、これはどのような意味か、何と何が対比されているのかを説明しなさい。

答え*

該当する英文は、以下のとおりです。

It substitutes a relation of extension for a relation of intensity.

保険は、空間的に広がる関係を、量的な関係へと変えた、という意味になり、**extension**と**intensity**が対になっています。つまり、コミュニティという実際の人と人とのつながりに基づく関係を、相互に顔を知ることのない匿名多数の集団の関係に入れ替えたわけです。

SQ(c)：この段落のキーワードを二つあげるとすると何になりますか？

答え*

chanceと**share**です。**chance**の結果が、保険というシステムを通して**share**されるようになった、ということがこの段落の主眼となります。

第20段落：

SQ(a)：第19段落で提出した保険の定義に、この段落では新しい要素を付け加えています。それはどのようなもののでしょうか？

答え*

それは、**justice**の要素となります。

解釈*

This might be taken as a canonical definition, except that it fails to bring out what is, perhaps, the essential element of insurance combinations considered from the social and juridical angle: the element of justice.

上でみた定義＝「統計学の法則に則って組織された相互関係を通してなされる偶然が引き起こすなんらかの結果への補償」は、妥当なものです。社会的、法律的な観点から考えたとき、ある中心的な要素が抜けているとして、そこに「正当さ」の要素を挙げています。ここで、注意したいのは、(その3)でみた、法システムと保険システムとの対比との関連です。**justice**というのは、法システムに関係のある言葉ですが、ここでは、この二分法を超えて、保険システムを社会や法システムのなかに位置づけようとしていることに注意して下さい。保険は、ギルドや協働組合のように、相互関係を通して、人に最低限の補償を与えるメカニズムであるだけではない、として、保険の影響力をさらに明確にしようと試みます。

SQ(b)：ここで、エワルドが強調しようとしている保険の特徴とはどのようなものですか。そこでは、どのようなものが対比されているのでしょうか。

答え*

以下が、該当する重要な文章です。

What distinguishes insurance is not just that it spreads the burden of individual injuries over a group, but that it enables this to be done no longer in the name of help or charity but according to a principle of justice, a rule of right:

保険を特徴づけるのは、単に個人の傷害をグループに拡散するというだけではない、保険は、これを、助け合いや慈善の名の下ではなく、公正の原理、つまり権利行使の原則に則って、行うことができるようにしている、というのが意味になります。また、ややこしい文章で、まずは、大きく**not~but**構文があり、その**but**で始まる後半部分にさらに、**no longer~but**の構文が入り子になっているという構造です。ここで、対比されているのは、**help or charity**と**a principle of justice, a rule of right**です。助け合いや慈善といった従来の助け合いの要素とは違ってかわって、権利や公正がというものが**share**＝共有のための要素として浮上します。この点をエワルドは、他の著者からの引用によって増強します。

Insurance is nothing but the application to human affairs of the rule in games of chance...

保険は、人間的なことがらに、(偶然の) ゲームの規則を適用するものである、という点が重要です。ここで、(その3) でみた、リスクの特徴の1である、統計表と公式ということが背景にあります。さらに、引用は、以下のように続きます。

For equity to be strictly respected, each of them should get back on his stake a share proportional to the chances he would have had of winning.

平等性を完璧に保障するためには、掛け金を元に、勝つ確率に対する持ち分の割合に応じて、掛け金を取り戻すことができるべきだということで、(保険が賭け事と異なるためには、) いくら(掛け)金を支払うと、事故がある際にいくら保障金をもらえるかということを事前に明示することが必要であるということに繋がっていきます。

第21段落：

SQ(a)：先の段落(第20段落)の引用から続いて、キーワードとなっている表現は、どのようなものでしょうか？

答え*

もちろん、これは、コーテーションマークで明らかになっている、‘**proportional share**’です。引用では、**a share proportional to**となっていました。

解釈*

該当する英文は以下のとおりで、改めて、リスクの概念と結びつけられています。

This ‘proportional share’ is what defines the notion of risk used in insurance.

この比率による分配というのが、保険で使われるリスクの概念を決定づけるものである、ということで、ひいては、**justice**と関連づいてきます。

SQ(b)：この段落を3つに分けるとすると、どのように分けられるでしょうか？

答え*

SQ (a) でみた、最初の一文が、イントロダクションの役割を果たします。その後、自由主義的な考え方 (**Liberal thought held**…の文から) と保険システムの見方 (**Insurance proposes**…の文から) が対比されます。

SQ(c)：この段落の2番目の部分で描かれている、自由主義的な考え方の特徴はどのようなものでしょうか？

答え*

関連する文は以下のとおりです。

Liberal thought held that the attribution by nature of goods and ills is, in itself, just. Chance has to be allowed free play. It is up to each individual to provide against this state of things, freely and voluntarily.

自由主義的な考え方においては、自然による善と悪の配分は、それ自体正当だと考えられる、という意味になります。これは、後続の2つの文でより詳しく説明され、偶然にどのようなことが起こるかについては、自然にまかせ、なるがままにしておくべきで、一方、それにどのように備えるかについては、個人の管轄なのだ、ということが語られます。

It followed from this approach that judicial decisions on accident compensation had to be linked to investigation of the cause of injury: it had to be ascertained whether a damage was due to natural causes, or to some person who should bear its cost. The problem was one of putting things back in order.

そして次の文で、このような自由主義的前提のもとで、もう一度法システムによる原因の究明の意味をとらえ直すことになります。事故の補償に関する法的な決定は、傷害の原因調査に基づくということは、(その3)で繰り返し強調されたわけですが、これは、自由主義的な枠組みのなかでは、どこまでが、仕方なく起こってしまったことで、どこまでが人為的かを調べることで、原因を見極め、秩序を戻すという対処方法につながります。

SQ(d) : それでは、一方、保険は、どのように事柄をみるのでしょうか? この段落の3番目の部分をまとめなさい。

答え*

原因を追求し、自然か人為かを区別するのが法システムの役割であったとすると、保険はそれと異なり、起きてしまったその損失をどのように分配するか注目している、ということになります。

該当する部分の最初の文は、以下の通りです。

Insurance proposes a quite different idea of justice: the idea of cause is replaced by the idea of a distributive sharing of a collective burden, to which each member's contribution can be fixed according to a rule.

保険は、非常に異なった種類のjustice=公正さを提案する。原因という考え方は、集団で担っている重荷をどのように分配し共有するかという考え方に置き換えられる。その共有において、それぞれの参加者が担うべきものは、

規則にしたがって定められる、というのがおおよその意味となります。

また、以下の文は、重要です。

The idea of risk is not an instrument for identifying the cause of an injury, but a rule by which to distribute its weight.

リスクの考え方は、損害の原因を探すための装置ではなく、その損害（負荷）を分配するための方法である、という意味となります。

そのように、法システムと保険システムの対比を、(その3)とは少し違う、自由主義の観点からとらえたところで、前の段落で導入されたキーワード **justice** に話が戻っていきます。以下の文で、**justice, injustice, inequalities** という大切な言葉がでてきます。

Insurance offers a justice which appeals no longer to nature but to the group, a social rule of justice which the group is to some extent free to specify, and which makes naturally evident the injustice of social inequalities.

保険が提供する公正さは、そのグループが、ある程度自由に定義することができる社会的なルールに則ったものとなり、そしてそれゆえに、社会の不平等の不当さを映し出すものともなる、という意味になります。この文の意味をブルードンからの引用でさらに説明します。

それは、貯金、相互補助や生命保険といったものは、ある種の快適さをすでに所有していてその快適さを維持しようとおもっている人にとっては、素晴らしいものである。しかし、貧困層にとっては、あまり意味がないものであると述べられています。

Security is a commodity bought like any other...insurance proves itself a new privilege for the rich and a cruel irony for the poor.

安全は、他のものと同じように商品であり、富裕層にとっては、さらに新しい特権が増えることとなるが、一方、貧困層にとっては、残酷な皮肉となる、と述べられています。

しかし、エワルドは、保険のもつ、社会的再配分の側面を再度指摘することで、この痛烈な引用を少しやわらげて、この段落を終わります。

第22段落：

SQ(a)：これまでの議論のまとめとして、保険は、どのようなものとして特徴づけられているのでしょうか？

答え*

保険は、ある種の合理性の仕組みである、とされています。

解釈*

一番最初の文の、**the practice of a certain type of rationality**という表現が答えとなるわけですが、ここで**rationality**=合理性という言葉が使われていることに注目しましょう。(その2)で扱った第8段落でも、**rationality**という言葉がキーワードとして登場していました。実際、第8段落においても、同様のことが以下の文章で述べられています。このように、論文の後半で、再び、論文の前半で述べていたことが再度とらえ直されることによって、論文の統一性がでてくると考えられます。

Insurance is the practice of a type of rationality potentially capable of transforming the life of individuals and that of a population⁸.

▶8 (その2)の65-67ページ参照。

SQ(b)：段落の後半で、**ubiquitous**という用語が出てきます。この語のもつ意味合いを文脈に則して説明しなさい。

答え*

保険というメカニズムは、自動車や火事といった特定のリスク対象に結びつけられてはおらず、むしろ、どのようなものも対象としてとることができるという意味で、偏在的であると述べられています。

解釈*

該当する英文は、以下のとおりです。

It has no special field of operations; rather than being defined in terms of its objects, it is a kind of ubiquitous form. It provides a general principle for the objectification of things, people and their relations.

ここで、**ubiquitous form**と**objects**が対比され、偏在性を具体的に現すために、**things, people and their relations**という具体的な例があげられており、ものと人との関係を客観化するような一般原理を提供しているのが、保険だということになります。これは、第9段落でなされた議論を思い出させます。第9段落においても、再保険の技術などをつかって、多様な現象を偏在的にリスクに仕立て挙げることが可能なことが述べられていました。

第23段落：

SQ(a)：この段落以降しばらくキーワードとなる単語が一番初めの文に出てきます。それは何でしょうか？

答え*

techniqueです。

解釈*

第22段落の「保険はある種の合理性である」という結論を受けて、この段落では、新しい展開が始まります。最初の文がトピックセンテンスとなり、そこで、キーワード **technique** が登場します。

Insurance possesses several distinct dimensions of technique.

この最初の文で述べられていることは、保険はいくつかの異なる次元の技術を併せもつ、ということです。

SQ(b) : それでは、一番目の技術はどのようなものでしょうか？

答え*

まず、それは、経済的、金融な技術だ、というのが答えです。もちろん、ここでいう技術は、通常の工学的技術ではなく、社会工学的な技術の意味です。

第24段落 :

SQ(a) : 2番目の技術はどのようなものでしょうか？

答え*

2番目に指摘されるのは、保険は、モラルの技術だということです。

解釈*

その後、少し説明が入ります。

To calculate a risk is to master time, to discipline the future. To conduct one's life in the manner of an enterprise indeed begins in the eighteenth century to be a definition of a morality whose cardinal virtue is providence.

リスクを計算することは、時間を把握し、未来を手なづけることである。自分の人生をあたかも事業のように作りあげるといった考えは、18世紀に、将来への備えを重要な徳目とみなす道徳観そのものとなり始めた、という意味になります。ここで、英文解釈的には、**in the eighteenth century**をまず、括弧にいれると構文が見えやすくなります。つまり、**To conduct one's life in the manner of an enterprise**が、**begins to be**~, ~になりはじめた、という構造です。

To provide for the future does not just mean not living from day to day and arming oneself against ill fortune, but also mathematizing one's commitments.

未来を作っていくことというのは、その日暮らしをしないと、不運に備えるといったことばかりではなく、「自分の決意（自分がそのことにどの程度真

剣に関わるかという決意や責任)を数学化する」ことである、という意味になります。が、これは、まだ意味が分かりにくいと思いますので、さらに先を読んでみましょう。

Above all, it means no longer resigning oneself to the decrees of providence and the blows of fate, but instead transforming one's relationships with nature, the world and God so that, even in misfortune, one retains responsibility for one's affairs by possessing the means to repair its effects.

it means以下の埋め込まれた部分は、**A**ではなく、**B**だという構文です。つまり、それが意味するところは神の摂理や運命に身を任せるのではなく、自然や神や世界との関係を変化させ、不幸においても、その影響を緩和する方法をもち、自らの事柄に責任をもつようになることだ、という意味になります。つまり、「自分の決意を数学化する」というのは、どのように備えておけば、自分の事柄に自分で責任をもつことができるのかを計算しておくという意味だということが分かります。そして、そのように自然や神や世界との関係を変化させていく上で、保険という合理性が大きな役割を果たすということをもって、保険を道徳の技術だとしているわけです。

第25段落：

SQ(a)：それでは、技術としての保険の3番目の側面はどのようなものでしょうか？

答え*

第3に、保険は、ダメージに対する補償と賠償の技術である、とエワルドは書いています。

解釈*

さて、ここで、この社会工学的技術は、第20段落で導入されたキーワードである**justice**と、以下のように結びつけられます。

It is a mode of administering justice which competes with that of legal right.

ここで、**It**は保険を指しますので、保険は、法的権利のモードと競合関係をもつ、管理的な公正のモードである、という意味になります。後続の文にあるように、つまり、保険は、個人が遭遇する損失を皆で担うというかたちの、現実的な処理場面における公正を提供しており、それゆえ、個人的な責任を集約的かつ社会的なものにしていくという機能を果たすことになります。ここまでみたところで、一応、次の**SQ**に答えておきましょう。

SQ(b)：賠償や保障が、どのように**justice**と**right**に結びつくのでしょうか？

答え*

administeringということばが、キーとなります。保険が提供するの、法的な**justice**でなく、実際にものごとを処理するための**justice**なわけです。

SQ(c)：最後の文では、何と何が対比されているでしょうか？

答え*

法による公正と保険による公正が対比されています。

解釈*

少し丁寧に該当する英文をみてみましょう。

Whereas the principle of right concentrated on preserving the ‘natural’ allocation of advantages and burdens, insurance conceives justice according to a conception of sharing for which it undertakes to fix equitable rules.

ここで、**right=legal right**、**which**の後の**it=insurance**と考えましょう。そうすると、法的権利に関する原則は、利害の「自然な」分配を維持しようとするのに対して、保険は、公平な規則に基づく「共有」という概念をとおして、公平を考えている、という対比となります。

もう少し噛み砕いていうと、(その3)で集中してみたように、エwaldにとって、損害や事故があったときの、法システムの対応は、**fault**や**cause**の追求により、現状復帰を求めるシステムです。この現状がクォーテーションマーク付の‘**natural**’で現されている概念です。法システムにおいては、その‘**natural**’な状態自体を是正しようとはしないわけです。それに対して、保険においては、保険金および契約の条件に則って、現実的に損害の共有をはかるという**justice**があるという対比となります。

さて、次の段落は、これまでみてきた3つの側面の技術をまとめている部分となります。

第26段落：

SQ(a)：この段落を4つの部分に分けるとすると、どのようになりますか？

答え*

最初の文が、トピックセンテンスとなり、この段落のテーマを導入します。それは、保険は、今までみてきた3つの社会工学的技術としての側面により、**political technology**=政治的技術として作用するとしています。

そして、それに対して、3つのサポーターティング・エビデンスが付け加えられているという構造です。2番目の文から最初の引用の終わり、注の9までが、最初のサポーターティング・エビデンスで、**solidarity**=団結がキーワードです。その後、～**but something wholly real**.までが、2番目のサポーターティング・エビデンスで、**contractual justice**がキーワード。最後、**Insurance makes it possi-**

ble to~から、段落の最後までが、**working-class insecurity**をめぐる叙述になります。

それでは、以下、サポーティング・エビデンスをひとつずつ、みていきましょう。

SQ(b)：保険は、社会工学的技術であるとともに、政治的技術としても作用するという主張に対する、1番目のサポーティング・エビデンスは、どのようなものでしょうか？

答え*

保険によって、新しい形の利益による団結が作り出されることにより、従来とは異なる形態のグループが作られることになり、社会層の変化がもたらされる、とされています。

SQ(c)：保険が政治的技術であることの2番目のサポーティング・エビデンスはどのようなものでしょうか？

答え*

該当の英文は、以下のとおりです。

It constitutes a mode of association which allows its participants to agree on the rule of justice they will subscribe to. Insurance makes it possible to dream of a contractual justice where an order established by conventions will take the place of natural order: the ideal of a society where each member's share in social advantages and burdens will be fixed by a social contract which is no longer just a political myth, but something wholly real.

保険は、共同の**justice**=公正の規則に、自分自身で同意し契約するということをとおして、同意の上で、団体を形成することを可能にします。保険は、契約によって成立する公正を、可能にするわけです。エワルドはさらに社会的な契約によって、社会的な利害が一人一人の構成員によって分担されるような理想社会を、保険は想起させる、としています。ここで、**a contractual justice**や**a social contract**という表現が重要で、これが、モラルによる**justice**の実現ではなく、保険の社会工学的技術としての力によって実現されるということがポイントです。

SQ(d)：保険が政治的技術であることの3番目のサポーティング・エビデンスはどのようなものでしょうか？

答え*

保険が、貧困や労働者階級の不安定さの解消に役に立つということが、3番目のサポーティング・エビデンスです。

解釈*

少しの掛け金で、病気などの不安定さから、解放されるとして、労賃から保険料を払うのを躊躇すべきでないと言われています。そしてさらにブレンターノを引用して、労働者は以下のような6つの種類の保険に入るべきとしています。

- 1) a life insurance on behalf of his children;
- 2) a pension insurance for old age;
- 3) an insurance for the purpose of paying for a decent funeral;
- 4) an insurance against possible infirmity;
- 5) a sickness insurance;
- 6) an insurance against unemployment due to shortage of work, this last being also an insurance that the premiums of all the other insurances can be regularly paid.

- 1) 子どものために生命保険に入る；
- 2) 老齢に備えた年金；
- 3) 葬式のための保険；
- 4) 衰弱したときのための保険；
- 5) 病気のための保険；
- 6) 失業保険

興味深いのは、最後の失業保険で、これは、他の全ての保険料をちゃんと支払っていくための保険であると書かれている点です。

このような3つの側面で、保険は、実際に社会や人々の生活を変化させる力をもっており、ゆえに政治的技術として作用しています。そして、その変化は、労働者の保護や慈善といった道徳観の提唱や、政治的判断によって引き起こされたのではなく、保険システムに伴う社会工学的技術の導入によってもたらされたものなのです。

次の段落では、さらに、それが個々人の精神状態にもたらす影響について語っています。

第27段落：

SQ：保険が人々にもたらす影響とは、どのようなものでしょうか？ふたつのキーワードとともに、解説しなさい。

答え*

最初のキーワードは、**fear**=恐れです。保険は、人間を恐れから解放するとしています。そして、何事をも恐れない人を王という、というセネカの言葉を引きながら、それが人間にもたらす解放について論じています。また、第1のキーワードと関連して登場する2番目のキーワードは、宗教という言葉です。人々に自由な行動を取ることを可能にする保険は、宗教にも比類すると述べ

られています。

(平成30年10月18日受理、平成30年12月17日採択)